

# 告示

## 埼玉県選管告示第二十四号

平成三十一年四月七日執行の埼玉県議会議員一般選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細田 徳治

### 選挙区

### 制限額

南第一区	草加市	九、五九五、〇〇〇円
南第二区	川口市	九、六一四、八〇〇円
南第三区	さいたま市西区	一〇、一三三、〇〇〇円
南第四区	さいたま市北区	八、九三四、六〇〇円
南第五区	さいたま市大宮区	一一、九九九、九〇〇円
南第六区	さいたま市見沼区	九、五一四、一〇〇円
南第七区	さいたま市中央区	一〇、八五〇、〇〇〇円
南第八区	さいたま市桜区	一〇、四九六、四〇〇円
南第九区	さいたま市浦和区	九、四二四、四〇〇円
南第十区	さいたま市南区	一〇、二九七、〇〇〇円
南第十一区	さいたま市緑区	一二、三三〇、八〇〇円
南第十二区	さいたま市岩槻区	一一、七三四、〇〇〇円
南第十三区	上尾市・伊奈町	一〇、二〇三、三〇〇円
南第十四区	桶川市	九、二〇九、一〇〇円
南第十五区	北本市	八、六六五、六〇〇円
南第十六区	鴻巣市	八、〇七三、〇〇〇円
南第十七区	志木市	九、一一〇、一〇〇円
南第十八区	新座市	九、五六五、三〇〇円
南第十九区	蕨市	八、八八七、四〇〇円
南第二十区	戸田市	八、四二九、四〇〇円
南第二十一区	朝霞市	八、六三三、七〇〇円
南第二十二区	和光市	九、四九六、四〇〇円
西第一区	所沢市	九、九一七、四〇〇円
西第二区	入間市	九、〇八六、八〇〇円
西第三区	飯能市	九、五六八、二〇〇円
西第四区	狭山市	九、二六六、四〇〇円
西第五区	ふじみ野市・三芳町	九、一一二、〇〇〇円

西第六区	富士見市	一一、五四〇、五〇〇円
西第七区	川越市	九、九七〇、五〇〇円
西第八区	日高市	七、七九九、八〇〇円
西第九区	毛呂山町・越生町・鳩山町	八、二〇七、三〇〇円
西第十区	坂戸市	一〇、八三六、四〇〇円
西第十一区	鶴ヶ島市	八、七七五、六〇〇円
西第十二区	東松山市・川島町・吉見町	八、四五一、九〇〇円
西第十三区	滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町	九、四三九、八〇〇円
北第一区	秩父市	八、三四〇、四〇〇円
北第二区	横瀬町・皆野町・長瀨町・小鹿野町・東秩父村	六、七五一、八〇〇円
北第三区	本庄市・神川町・上里町	八、一三三、四〇〇円
北第四区	深谷市・美里町・寄居町	八、二六九、一〇〇円
北第五区	熊谷市	八、五一三、〇〇〇円
東第一区	行田市	九、六三三、九〇〇円
東第二区	羽生市	七、七一七、三〇〇円
東第三区	加須市	七、八六五、三〇〇円
東第四区	久喜市	九、三〇四、一〇〇円
東第五区	蓮田市	八、二八三、四〇〇円
東第六区	白岡市・宮代町	九、九八七、四〇〇円
東第七区	春日部市	九、四二九、八〇〇円
東第八区	越谷市	九、七九二、四〇〇円
東第九区	八潮市	一〇、〇六〇、四〇〇円
東第十区	三郷市	八、七四六、三〇〇円
東第十一区	幸手市・杉戸町	一〇、七四三、六〇〇円
東第十二区	吉川市・松伏町	一〇、八四八、八〇〇円